

# 2025年度事業計画

## I 基本方針

### 1 福祉サービス第三者評価事業をめぐる動向

福祉サービス第三者評価事業（以下「第三者評価」）は、受審率の伸び悩み、都道府県推進組織の取組み状況の差異、評価機関の体制強化や評価調査者の資質の向上など、様々な課題が指摘されている。

そういった状況の中にあって、厚生労働省は2023年度から2024年度にかけて「社会福祉施設サービスの質の向上のための調査研究事業」を行い、第三者評価に関する課題の精査に取り組んでおり、今後の動きを注視していく必要がある。

一方、昨年度は新たに女性自立支援施設（旧婦人保護施設）に関する評価基準が定められ、今後の受審促進と適切な評価の実施が課題である。

また、社会的養護関係施設における第三者評価は、今年度から第5期（2027（令和9）年度まで）に入った。引き続き、適切な評価の実施が求められる。

### 2 私たちの取組み方針

上記の課題認識を踏まえ、第三者評価の健全な発展に寄与するため、全国社会福祉協議会（以下「全社協」）および都道府県の第三者評価推進組織（以下「都道府県推進組織」）と連携し、評価調査者の資質の向上や必要な情報の収集・提供を図っていく。

具体的には、女性自立支援施設の評価基準の理解促進をはじめとする研修内容の充実、全社協および都道府県推進組織等への積極的な講師派遣、また、事業活動を通じた会員の拡充と相互交流により組織基盤の強化に努めていく。

## II 事業活動

### 1 評価調査者の研修事業（テーマはいずれも仮題）

#### ① 第1回（6月1日定時総会時に開催）

テーマ：社会的養護関係施設を取り巻く状況と第三者評価事業に期待するもの

#### ② 第2回（8月頃）

テーマ：女性自立支援施設の概要と評価基準

#### ③ 第3回（9月頃）

テーマ：評価基準の理解と受審の促進

④ 第4回（2月頃）

「評価調査者の体系的研修に関する委員会」での検討内容を踏まえた試行的な研修として実施

テーマ：評価機関におけるマネジメント機能の強化

2 第三者評価事業に関する調査研究

① 「評価調査者の体系的研修に関する委員会」による検討

② 認定こども園の評価における留意点（仮）（プロジェクトチーム設置）

3 講師の派遣

全国社会福祉協議会及び都道府県推進組織、評価機関等が実施する研修に対し、積極的に講師を派遣する。

4 会員相互の学び、交流

以下の方法や機会を通じて会員相互の学びや交流の機会を充実させる。

- ・ ホームページの充実やeメールによる計画的な情報発信（事業活動報告、関係機関の情報の提供など）。
- ・ 会員等からの相談への対応

5 関係機関との連携

厚生労働省、全国社会福祉協議会・福祉サービスの質の向上推進委員会、都道府県推進組織等との連携・協力を進める。

- ・ 意見交換等の実施、委員会委員就任、研修講師など

6 そのほか、本会の目的に沿った事業

上記のほか、本会の目的に沿った事業を実施する。

### III 組織活動

1 会員

以下の方法等により会員加入を促進する。〔目標120人〕

- ・ パンフレットの配布
- ・ 主催研修での加入奨励
- ・ 全社協、都道府県研修等での講師受任の機会活用

## 2 定時総会

以下のとおり開催する。

期日：2024年6月1日（日）午後1時30分

議案：2024年度事業報告・決算

2025年度事業計画（案）・予算（案）

## 3 理事会

本会の適切な事業運営及び予算執行を行うため適宜理事会を開催する（年5回程度）。

第1回 4月27日（日）午後1時30分

第2回 6月1日（日）午前11時30分

第3回 10月

第4回 12月

第5回 2月

## 4 委員会と担当理事（「II事業活動」欄の再掲）

### ① 研修委員会

講師派遣、講師リスト作成、研修テキスト開発 など

### ② 企画委員会

調査研究の企画および実施、全国研究大会の企画および実施 など

### ③ 渉外委員会

ホームページの作成および活用、広報活動 など

## 5 事務局

### ① 会員管理

パンフレット作成、ホームページの運営

各種事業にかかる実務、連絡調整

会計業務

担当理事、委員会のフォロー（進捗状況の把握など）